

被災地寺院の復興をめぐる現状と課題

玄侑 宗久（福聚寺）

このような場所を与えていただき、大変光栄に存じます。

おそらく私が呼んでいただけたのは、政府の復興構想会議の委員になっていたからだと思いますが、ご承知のように会議は2011年の11月9日を最後に開かれず、その後は一切官僚任せで事が進んでおります。いや、むしろ官僚の方々がやりやすいように解散したようなものだと思います。2012年の2月に、復興庁のほうから解任の便りが届いた次第です。

現在の復興の様子を眺めておりますと、一番問題なのは「復興予算の漏洩」かと思います。復興には全く関係ない地域の林道整備に使われていたり、とんでもない方面にまで復興予算が漏洩しています。こうしたことが起こるのは、なにより縦割りの省庁ごとの予算配分という平時の在り方のままに復興がなされているからでしょう。各省庁に配られた予算は、あくまでも年内に消費しなくてはならない。そのためには多少の越境もいいたろう、というような安易な意識がはたらいているのだと思います。

中越地震のときのように「基金」を作り、年度内の消化を求めないことが重要だと思います。「基金」は阪神淡路大震災のときにも作られており、その時は「こころのケア」にも出費されたようです。中越地震の基金からは、寺社仏閣（実際には神社だけの申請だった）にも、最高2千万円以内、理事長の判断によっては3千万円まで、支援が受けられたわけです。しかし今回の震災では、基金も作られず、宗教法人には一切支出されない、という状況が続いております。

2012年8月17日付けで、復興庁は宗教施設もある種のコミュニティー施設と

みなして支援の対象にすると、全日本仏教会への質問に答える形で返答を寄せています。しかし現実には、そのことはあまり知られてもおらず、宗教施設からの支援申請もないようです。

しかし実際問題、お寺も神社も教会も困っています。火事ならば檀家さんや氏子、信者さんからご寄付を募ればいい。しかし津波による広域の被災という状況では、ご寄付を期待される人々もみな被災しています。たとえば伝統仏教各宗派は、被災地の皆さんに、という形で県などに何億円も寄付しております。しかしそれがその宗派の被災末寺などには環流してこない、という状況なのです。

東北地方は、おそらく寺社と住民との関係がとりわけ深い地域です。その意味からも、もう一度真剣に「基金」の創設と、それによる宗教施設への支援を求める次第です。

関東大震災などの時と違い、多くの土地が私有地であること、この「所有」の問題が、大きな障害になっているような気がします。

津波で壊滅した墓地なども、昔でいえば「入会地」なのですが、現在は分譲を受けた人々すべてによる連名登記になっております。ですから、移転したいと思っても、名義人のすべてから印鑑を押してもらう必要があり、これはどう考えても不可能です。このような法律による足かせによって、津波や原発の被災地において、土地の新たな使用区分がまとまらなかったり、墓地なども移転できない状況が発生しています。

寺院そのものは、代表役員や責任役員制度により、登記なども簡略化されているのですから、こうした配慮が墓地などにも必要なのではないのでしょうか。

被災者の仮設住宅暮らしも長引いており、そこでガンが発症するとか、仮の暮らしのなかで自らの死を考える人々も増えてきています。もともと、逞しい子供たちより、死に場所と決めた故郷を追い出された高齢者のダメージのほうが、何倍も大きかったと、私は思っています。

そんな状況で、仮設住宅のある町の寺院などに、「檀家になりたい」という

ような申し出も見かけるようになりました。

本来は財物賠償も数年分が一括で支払われれば、新たな生活の目処も立つのですが、支払いが最大でも一年分なので、「仮設に飼い殺し」というような状態が続いているわけです。

お寺のほうも、原発からの避難区域におよそ60ヶ寺ほどあったわけですが、住職や神官、そして家族も、ほとんどが避難を余儀なくされています。たとえば富岡町の場合、住民の避難先は海外にも及び、国内で行っていない県は徳島県だけ、という状況ですから、檀家さんの把握と交流がいかに難しいかが想像できるかと思えます。

今後こうしたお寺が、どのように復興されていくのかが、大きな問題だと思います。宗教者は、たいてい自らの行として現況を受けとめていると思いますが、果たしてそれだけで復興が叶うのかは、大いに疑問です。たとえば津波で伽藍がなくなり、寄付も募れず、復旧ができないという場合、それが数年経いてもお寺や神社が存続できるものでしょうか。

石巻界限には、幾つかの津波被災寺院がまとまり、共同のホールを中心にして、コミュニティ施設として復興したい、というような声も、当初は聞かれました。しかし実際には、宗派も違う幾つかのお寺が、避難所を兼ねつつであれ、まとまって暮らすというのは、さまざまな難しさがあるようです。

いわば「新しい寺町」の構想ですね。たとえば江戸時代の振り袖火事や関東大震災のあとなど、けっこう規模の大きな寺町ができていたのですが、ここでもネックになるのは、土地の私有、という問題です。

もう一度、「入会地」という発想を、日本人はもつべきではないでしょうか。これは漁業の漁場などにも共通する問題だと思います。

こうした困難に立ち向かうなか、「本堂を建てる資金を用立てましょうか」と言ってくれる新興宗教団体などもあり、なかには背に腹は代えられず、そうした資金で建てられた仮説の本堂なども出現しはじまっています。今後の宗教活動に支障が出なければいいのですが、私などは些か暗い影を感じてしまうのです。

いずれにしても、国家に対して宗教者たちは、これまでもたとえば保護司や教誨師として全面的に協力してきました。今回の震災で国は宗教者たちにどのような返礼するのか、注目されるところです。

あらゆる不遇をも試練や行と捉える宗教者たちではあるものの、これは「信教の自由」だからと逃げるべき問題ではないはずです。あらゆる被災宗教施設が対象であるなら、特定の宗教宗派への支援にはならないからです。

場合によっては、法律の解釈を変え、さらには法律そのものも変えるという英断を、ひとえに期待する次第です。

ご静聴、誠にありがとうございました。